

---

---

## 義務付け・枠付けの見直しに関する大臣政務官折衝（農林水産省）

---

---

- 1 開催日時：2009年11月13日（金）12:50～13:10
  - 2 場所：農林水産省（中央合同庁舎1号館3階第一特別会議室）
  - 3 出席者：津村啓介 内閣府大臣政務官、逢坂誠二 衆議院議員  
佐々木隆博 農林水産大臣政務官
- 
- 

（津村政務官）本日はお忙しい中、貴重なお時間を頂き、ありがとうございます。農水省の方では、既に私どもからお願いした8条項のうち4条項については勧告どおり見直すということで、前向きな基準が示されているので政治主導で色々ご苦労頂いたことと思う。ありがとうございました。残る4つの条項について、3つについては勧告とは異なる形での見直しで、1条項については、見直しが困難という回答を頂いている。今回は私たちももう少し勉強させて頂きながら、地方分権推進委員会の勧告以上に、地方主権ということで、国と地方が対等な立場でこれから地域まちづくりをやっていこうということ。私どもは地方分権改革推進委員会の第3次勧告よりも本来高い理想を持っているつもりなので、まずは残り4つを多少理解の違いがあれば、それを埋め合わせながら、壁を乗り越えていきたい、共に政治主導で汗をかきたいと、そういう趣旨である。

どういふ進め方がよろしいか。限られた時間なのでポイントを絞ってご説明頂いて、私どもからご意見申し上げる形でもよいし、私どもの方からご意見申し上げる形がよろしいか。

（佐々木政務官）先にご指摘頂いた方がよいのではないか。

（津村政務官）では、まず森林法の方から入らせて頂く。農水省から頂いた考え方と、私どものそれに対する考えを図示している。その次が農振法。3ページをご覧頂くのが話が一番早いと思うが、森林法は、この上の表で言うと一番下になるのだが、より国として強いコミットをされている農振法の方でこうした協議の廃止ということをご決断頂いている中で、森林法のところが引き続き協議を行っていくというところが、少し農水省の判断としては一貫していないのでは。森林法については、もう一段ご判断頂けるところがあるのではということが一点。2ページに書いていた農振法の件だが、3ページの表で同様に読み込めると思うが、こちら市町村の整備計画のところ農水省の案では同意協議のままということだが、県の方は、国全体の目標値と都道府県の合計値が一致しているということなので、私どもとしても、これは同意協議ということで理解できるが、市町村単位になると実態と少しかけ離れた姿になっているのではないか。つまり、市町村単位の目標値を足し合わせても国の目標と一致していない姿なので、実質的には形骸化しているのではないかという趣旨である。私の理解が不十分であればご指摘頂いて結構である。

（佐々木政務官）全体的な話で少し話しをさせて頂きたい。私どもは補正のときも予

算のときも同じような考え方で取り組んできたが、農地も森林も国土だという考え方を持っている。ですから、市町村あるいは都道府県、県土や町土でもあるけども同時に国土でもある。今回も、農地の総量確保に係る事項の同意協議については勧告されていない。そういう意味から言うと、それと同じような考え方に基づいて、国の責任として農用地区域を変更したり、森林を伐採したりというときには、一定の国の関与をやはり置いておくべきではないか。しかしその中で事後報告や事前の報告でよいものについては、できるだけ認めていきたいという考え方で今回の協議はまとめさせて頂いた。そういった意味では今ご指摘があったのだが、間伐などでは確かに実態とかなりずれているところがあるので、そういったところは、きちんと施業してもらおうという仕組みを作っていく。そのためにも、一定程度関与すべきいうところは、是非とも残していきたい。そういうようなところで全体としてはまとめさせて頂いた。

(津村政務官) 既に厚労省、国土交通省と議論してきている。その中では、地域主権なので地域で決められる例えば、公営住宅であるとか保育園であるとか、一番現場に近いところでどんどんやってもらった方が生活実感に合うのではないかという話をしてきた。おっしゃるように、こと農水省については農地の確保とか森林の問題にしても国策的な意味合いは私もあると思う。そういう意味では、厚労省や国土交通省と同じ話をするつもりはない。ただ、国と地方の関係を考えたときに、国策としてきちんと一貫した目標値があって、それを都道府県、市町村など、一貫した政策体系になっている部分については県の基本方針では同意協議のままでよいという勧告になっているわけで、話は合う。そうではなく、論理として国策であるからということはいくらでも言えるが、実態として目標値と目標値が合っていない、現実が政策体系になっていないところについて、それまでも国策でというのは、やや実態と乖離している。空論の感じがしないかということが1つ。もう1つは、国策国策と言っても、国の上から目線でだけではなくて、開かれた場で国が地方に対して色々な提案をして協議をして、それが国民にも見えていく形。まさに今日もオープンな形であるし、国と地方の協議の場も近くスタートするわけだが、そういう開かれた場でお互い対等に国の主権と地域主権を、それぞれの立場を尊重しながら国民の皆さんにディスカッションの姿を見せるというのがこれからの新しい政治のあり方だと思っている。そういう意味で私どもも、農用地の区域であるとか森林法でも上の段については協議を残しましょうと言っている。全部協議廃止と言っているわけではない。そこは少しいくつかのステップを整理して、実態に合わせながら、国と地方の対等の関係を目指して整理をすると勧告案のような姿になると理解している。

(佐々木政務官) 国土である以上は国が一定の責任を持たなければいけないのではないかと申し上げたつもりで、国策だからそれに従えと言ったつもりは全くない。私どもは分権を進めるべきと思う。そういった意味で、例えば森林計画などでは、特に、森林吸収源の関係で間伐をしっかり進めなければいけないというときに、国の計画に沿って都道府県にも作って頂くが、それが思うに任せていない、実態とかけ離れているというご指摘だったと思うが、それをその計画通

りに進めていくためには、色々な手当を含めて国が関与をして森林吸収源の目標を達成して頂きたいという思いがあるので、全くお任せするという事は難しい。一定程度、国の責任をそこで持つべきではないかということで、押し付けるというような意味はないし、分権を進めるべきだと思う。

(津村政務官) 国の責任というのは霞が関の皆さんが好きな言葉であるが、地方自治法の 245 条であるとか、最終的な担保の手段というか、国が関わるものが何もないということを行っているわけではない。ただやはり一義的には地域主権というものが意味するところは地方議会もあり、首長も公職選挙で選ばれているわけだから、そこにも県民国民の負託があって、逆に言えばチェックも働く。今のやり方がベストかどうかはわからないが、これからより重い責任を持って頂いて、森林法にしても農振法にしても地方が国と不整合な動きをすれば、地域の県民市民の皆さんがきちんと地方選挙においてチェックをする。そういう緊張感を作っていかななくてはならない。平行なことだが、両方やらないといけないと思う。国の方が、どうせ地方には責任は負えない、私たちが全部責任を負うとって抱え込んでしまうと地域主権は進んでいかない。ある程度信頼して任せるというステップを、今回我々が政権交代をしたという大きな機会をそういうステップにしていかないかというのが農水省の皆さんというよりは、政治主導を発揮していただく政務官へのご提案。

(佐々木政務官) 今の津村政務官の指摘はそのとおりだと思うが、私はそういうことを言っているのではなく、国土としても農地とか、国土としての森林というものの、総量はやっぱり国がみなければいけないと思う。その後の、地方でやってもらえることは、できるだけ地方にやってもらう。例えば、施業なんかについては地方にできるだけ関与をせずに行って、あとで報告だけもらうような形にすべきだとは思う。でも、総量の責任というものは国がもたなければいけないと思う。農地についても森林についても。総量の全体を見るところについては、一定程度国が関与せざるを得ない。施業なんかは出来るだけ任せても構わないと思うが、そういうところのチェックは必要なのではないか。

(津村政務官) チェックの仕方の議論だと思う。私達も一切ノーチェックでよいと言っているわけではなく、基本的には各地域で選挙も含めてしっかりしたチェックが行われるだろう。各地域でチェックしきれないものについて、地方自治法であるとか、ここでいう協議は残すわけなので、国としての控えめなチェックはあってもよいだろう。そこは申し訳ないが、今日は限られた時間の中でたくさんのことを伝えないといけないので、言い残しのないように、ペーパーについては我々の考えを全て書いてあるので、それを読んで補っていただくとしたい。一点、ここに書いてない相談事がある。本日、国交省と話をするなかで、都市計画法第 23 条 1 項の関係で、都道府県の都市計画で、都市計画区域の整備で、区域を定めようとするときに、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない現状のルールがある。そうしたなかで、農林水産省のほうには事務的に行き届いていないかもしれないが、私どもが国土交通省への勧告として出したものの中に、農業振興地域と市街化区域が重複する場合には、場合によって協議も必要かもしれないが、

それ以外の場合は協議を廃止してもよいのではないかという勧告の内容がある。農水省に関わることが国土交通省向けの勧告になっているが、国土交通省からは農水省とも話をしてみしてほしいとの希望があった。農水省の方で、(この勧告の受入れが)可能であれば、国交省としても検討ができるとの話があった。朝聞いてきて、今パッと話したことなので、少し時間をとっていただき、事務方で話をしてみしてほしい。

(佐々木政務官) 今ほど聞いた。これから国交省と協議はしてみたいと思うが、基本的にこれも同じ問題だと思っていて、総量をどう確保するかということで、我々のインデックスにも、あるいは農業再生法を出した時にも、私もそこに関わって作ったのだが、総量はちゃんと確保するのが国の責任と言っていて、それは食料自給率を上げることとか、吸収源を確保することにつながる。我々は、総量確保は国の責任という考え方をとっている。確かに、農振法以外ということになると、例えば農振法の4ヘクタールは協議にかかるが、農振法にないところの4ヘクタールは協議にかけなくていいのかというところと整合性が取れないのではないかと指摘はあるが、今聞いた話なので国交省の方と協議はさせていただく。

(津村政務官) 今日はバタバタと短い時間で色々なことを伝えたが、後日改めて内閣府からも日程等の相談をさせてもらいながら、最終的には大臣のご判断で政治主導に解決していかなければならないことだと思う。今日の議論を政務三役の方でも検討いただき、改めて少しでも地域主権を政治家と一緒に進めていくという同じ思いの中で仕事させてほしい。

(佐々木政務官) 地域主権も地方分権も、もちろん進めたいと思う。そこに考え方の違いはなく全く一緒。ただ、農地とか林地とか国土の一部を預かっているという立場から言うと、その国の責任は明確にしておく必要があると私どもは思っている。そのへんも含めてご理解いただければと思う。大臣、副大臣には伝えさせてもらう。

(津村政務官) ありがとうございます。

(以上)